

奈良県地域防災計画の見直しの修正項目一覧

1 熊本地震の課題等を踏まえた修正(案)(2頁～9頁)

[奈良県地域防災計画検討委員会の主要議題]

- (1) 受援体制の整備
 - ①人的応援
 - ②支援物資
 - ③市町村への支援
 - ④ボランティア
- (2) 第2災害対策本部
- (3) 業務継続計画
- (4) 罹災証明、被害認定調査
- (5) 情報収集・ICT
- (6) 自助・共助
- (7) 帰宅困難者対策
- (8) 空き地の利用
- (9) 県外避難者対策
- (10) 避難所
- (11) 福祉避難所
- (12) 災害救助など国の制度改正の認知・活用
- (13) 外国人観光客への対策
- (14) 自主防災組織
- (15) 指定管理者の避難所運営
- (16) 災害廃棄物処理
- (17) 道路・橋梁の耐震化
- (18) 防災拠点等の耐震化
- (19) 仮設住宅
- (20) まちづくり
- (21) 被災建物
- (22) 水道の耐震化

2 県の施策を踏まえた修正(資料5 1頁～4頁)

- (1) 奈良県地域防災活動推進条例の制定
- (2) 奈良県国土強靱化地域計画の策定
- (3) 一斉安全確保訓練の実施
- (4) 通信体制の整備
 - ①防災行政通信ネットワークの整備
 - ②Lアラート
 - ③多様な手段を複合的に活用
- (5) 地震防災緊急事業五箇年計画の更新
- (6) 緊急消防援助隊の応援要請手順等の追記
- (7) 災害時拠点強靱化緊急促進事業の追記
- (8) 大規模盛土造成地マップの作成
- (9) 土砂災害防止対策の推進
 - ①基礎調査実施
 - ②警戒区域の指定
 - ③地域防災マップ
 - ④警戒避難体制の強化
- (10) ため池の整備の支援
- (11) 長期避難世帯の認定等
- (12) 関西広域連合への加入

3 法令・国防災基本計画等に基づく修正(資料5 5頁～8頁)

- (1) 住民への避難行動等の情報伝達
- (2) 日本工業規格に基づく図記号
- (3) 避難場所の開錠・開設
- (4) 発令基準の策定
 - ①具体的な発令基準の策定
 - ②避難勧告等の発令・解除の基準
- (5) 分かりやすい水害リスクの開示
- (6) 早期の立退き避難が必要な区域の明示等
- (7) 複合的な災害の発生を考慮
- (8) 近隣市町村における指定緊急避難場所
- (9) 住民の主体的な運営、外部支援者の活用
- (10) 福祉避難所の指定
- (11) 避難行動支援者名簿の整備
- (12) 早めの避難行動
- (13) 水害保険・共済への加入促進
- (14) 地区内の防災活動の推進
- (15) 関係機関での平時からの関係構築
- (16) 地区防災計画の策定
- (17) ボランティア団体等との情報共有する場の設置
- (18) 避難勧告等の発令
- (19) 適切な避難行動の実施
- (20) 食事のみの被災者の把握
- (21) 非常参集の際の安全確保
- (22) 被害情報の一元集約等
- (23) 緊急通行車両の通行確保
- (24) 災害医療コーディネーターの活用等
- (25) 備蓄物資等の供給
- (26) 水位の通報
- (27) 法の対象となる自然災害
- (28) 特定大規模災害からの復興

1 熊本地震等の課題等を踏まえた修正（案）

〔奈良県地域防災計画検討委員会の主要議題〕

分類	課題及び問題点等 (第1回検討委員会資料：斜体字、第1回委員会委員意見：【委員会意見】、熊本地震WG報告書：【報告書】)	県所管部局	対応の方向性(下線について地域防災計画を修正) (【委員会委員】【報告書】については、文末に対応を記載)
(1) 受 援 体 制 の 整 備	<p>①人的応援</p> <p>受援マニュアル ア 応援職員の能力が被災地で活かされるよう、調整の仕組み及び情報共有についてルール化した災害時緊急連絡員用マニュアルやガイドラインにおける解説の充実が望まれる【報告書⑨】</p> <p>イ 災害時の支援を円滑に進めるためには、応援する各機関の調整の仕組みづくりと災害対応業務の標準化、業務のマッチング等を一体的に進める必要がある【報告書③】</p> <p>ウ 人的応援受入体制の整備が必要 a 他都道府県からの応援職員と被災県の職員との業務分担が不明確 b 被災市町村へ派遣される県職員の災害対応への理解が不足 c 応援団体への応援手順が未整理</p> <p>エ 政府現地対策本部、知事会、関西広域連合との連携体制の構築が必要 a 県庁側に政府現地対策本部への一定量の対応事務が発生する b 政府現地対策本部、知事会、関西広域連合の部屋と県対策本部の部屋が離れたことによる連携不足 c 関係者ミーティングに被災県防災担当課職員が不在 d 知事会幹事県と全国知事会事務局が窓口機能を十分果たせなかった</p> <p>オ 市町村との連携体制の構築が必要</p> <p>カ 被災市町村のニーズ把握が必要 a 被災市町村の人的応援のニーズ把握ができていなかった b 県内の被災していない市町村からの派遣可能な職員を把握できていなかった c 他府県からの応援職員に避難所での駐車場整理、トイレ掃除を割り当てるなど、業務分担に問題があった d 他の自治体からの応援職員の撤収時期や方法についての調整がされず、バラバラに応援を終了した e 被災県がカウンターパートに任せきりで、主導的に動かなかった</p> <p>キ 応援職員等の執務室の確保や機器の整備が必要 a 国、知事会、関西広域連合、他自治体からの応援職員等の執務室が離れた場所で確保されたため、連絡・連携が十分にできなかった b 熊本県では、パソコンやプリンタ、電話、FAXなど機器が整えられていた</p> <p>ク 人的応援の受援体制については、専門知識を持つべき職務・業務とマンパワーとしての業務をきっちりと仕分けして、どういう人が来てほしいかを事前に整理しておいた方がいい【委員会意見⑩】</p> <p>ケ 市町村職員、都道府県職員、技術系職員といった、それぞれの得意分野に応じた業務支援のありかたについての検討が必要【委員会意見⑯】</p> <p>コ 応援先で期待される役割について、受援マニュアルへの必要な事項を記載するように努める必要がある【報告書⑥】</p> <p>サ 必要以上に多くの支援が行われたのではとの懸念があるので、派遣期間相互の情報共有・業務調整をする調整会議を設ける必要がある。(民間支援では夜に応援している組織が集まって業務分担・情報交換の会議を実施している)【委員会意見⑳】</p> <p>災害時緊急連絡員活動マニュアル シ 市町村への災害時緊急連絡員の役割等についてマニュアルとして取りまとめおく必要がある【報告書①】</p> <p>ス 被災地へ連絡員や応援職員を派遣することを前提に、派遣予定者リストの作成等が必要【報告書②】</p> <p>関西広域連合等との調整・連携 セ 近畿ブロック内の支援及び受援窓口と業務を事前に決めておく必要がある【委員会意見⑬】</p> <p>ソ 奈良県の地震被害想定から被害のある府県や規模がわかるので、関西広域連合と情報共有や調整を行い、連合内での人的応援や支援物資の受入をどの府県が行うか事前に検討しておく必要がある【委員会意見⑬】</p> <p>タ 関西広域連合や協定等による大規模災害時の応援の仕組みが全体的に効率的に機能するような具体的な調整</p>	<p>防災統括室</p>	<p>受援マニュアル(関西広域連合との調整・連携を一部含む) ・他府県等からの人的支援受入のため、被災市町村への応援体制も含む、県受援計画(マニュアル)を作成する(ア【報告書⑨】、イ【報告書③】) 主なポイント(方向性) ・県応援受入班を部局横断的に編成する方向で増強する ・県職員派遣リエゾン等により市町村のニーズを把握し、関西広域連合・全国知事会・県内市町村等との連携によりマッチングの強化を図る(イ【報告書③】、タ【報告書④】) ・リエゾン・応援職員等、派遣の種別ごとに業務の明確化を図る(ク【委員会意見⑩】、ケ【委員会意見⑯】、コ【報告書⑥】) ・被災市町村へ送り込む県職員応援リエゾンの強化を図る ・自動派遣の検討 ・人員の増強 ・研修の強化 ・関西広域連合・全国知事会との調整・連携の具体的方法を規定(サ【委員会意見⑳】) ・関西広域連合、全国知事会等からの受援緊急連絡員(リエゾン)をスムーズに受け入れるため、あらかじめ執務室の確保及び機器の整備を図る ・市町村の受援計画(マニュアル)の作成を支援する 市町村に専任の受入担当セクションの設置を求め連携を図る(ト【報告書⑧】)</p> <p>災害時緊急連絡員活動マニュアル(研修・訓練を含む) ・県受援マニュアルを踏まえた災害時緊急連絡員活動マニュアルの見直しを検討(ア【報告書⑨】、コ【報告書⑥】、シ【報告書①】)</p> <p>・災害時緊急連絡員研修に県内市町村間の応援も想定し、市町村職員にさらなる参加を要請</p> <p>・災害時緊急連絡員のリストの充実、強化(ス【報告書②】) 災害対応経験者及び危機管理3課に所属した職員について、10年程度は必ずリストに掲載し、派遣予定者とする方向で増強を図る</p> <p>[備考] 奈良県では、現在、大規模災害時に被災市町村に派遣(原則上限7日間)し、情報収集及び県との連絡調整等を行う災害時緊急連絡員を職員から指名するとともに、実務的な活動マニュアルを定め、研修・訓練を実施している</p> <p>関西広域連合等との調整・連携 ・関西広域連合においては、広域防災局が災害対応の窓口及び主体となるので、応援受入の事前検討について、広域防災局に提案する(セソ【委員会意見⑬】、タ【報告書④】)</p> <p>全庁あげた体制の強化 ・視察対応班の増強 政府、関西広域連合、全国知事会等から多数の視察が予想されるため、視察対応班を増強する</p> <p>・航空運用調整班の設置の検討 現県防災計画では位置づけられていないので、設置を検討する</p>

(1)		<p>方法について検討する必要がある【報告書④】</p> <p>チ 市町村の迅速な調整や業務の実施が困難な場合があるため、必要に応じて国・県等が調整できるような制度の拡充が必要【報告書⑦】</p> <p>研修・訓練 ツ 応援・受援を想定した研修を充実させる必要がある【報告書⑥】</p> <p>テ 被災地へ連絡員や応援職員を派遣することを前提に、研修・訓練等の内容充実が必要【報告書②】</p> <p>ト 国が策定する受援体制のガイドライン等を活用し、市町村への応援を想定した研修内容の充実に努める必要がある【報告書⑧】</p>		<p>研修・訓練 ・県受援マニュアル及び災害時緊急連絡員活動マニュアルを踏まえた研修・訓練の強化（ツ【報告書⑥】、テ【報告書②】、ト【報告書⑧】）</p>
受援体制の整備	②支援物資	<p>受入体制の整備 ア 支援物資の受入体制の整備が必要 a 支援物資が配送先地点付近で滞留した b 受入拠点から各市町村や避難所までが特に輸送できなかった c プッシュ型支援により大量の物資が集まり、集積と配分ができない d 物資の受入、仕分け、搬入・搬出等に必要なリフト等の資機材が不足 e 物資拠点の代替え施設が用意されていない f プッシュ型からプル型に変わる時に400種目を超える物資が集積所に集まったため、仕分けが困難になった【委員会意見⑫】 g 被災地のニーズと支援がマッチングしなかった【委員会意見⑫】 h 交通渋滞により支援物資の到着時間がわからない時にも、物資の要求がなされた【委員会意見⑫】</p> <p>イ 支援物資の輸送に当たって、拠点等の活用について物流事業者の協力も得つつ、避難所までを対象とした物資輸送全体を管理できる体制を発災後に早急に立ち上げることが重要であるため、緊急災害対策本部や現地対策本部の業務マニュアル等の修正を行う【報告書⑩】</p> <p>ウ 円滑に広域物資輸送拠点（都道府県指定）及び地域内輸送拠点（市町村指定）を開設するため、民間物資拠点の情報整理、広域物資拠点開設・運営ハンドブックの見直し等を実施する【報告書⑩】</p> <p>エ 物資の輸送状況を管理・把握するためのシステムを構築し、関係機関の実践的な訓練及び運用に関する支援が必要【報告書⑫⑬】</p> <p>オ 国に対して、物資の配送を集積拠点までではなく、避難所に直接配送するような仕組みへ変更することに変更するような要望が必要【委員会意見⑭】</p> <p>民間事業者との連携 カ 民間業者の倉庫や人材などマネジメントを活用する方法の検討が必要【委員会意見⑫】</p> <p>キ 必要に応じて流通事業者を指定公共機関へ指定することや協定の締結を進めることが必要【報告書⑯】</p> <p>避難所以外の被災者 ク 各避難所の物資の配送をどうするのか、指定避難所以外の避難所をどう把握し、物資を送付するのかについて検討する必要がある【委員会意見⑰】</p> <p>ケ 避難所以外で避難生活する被災者への物資支援やライフラインが途絶して日常生活が送れなくなった被災者への対策について検討が必要【委員会意見⑱】</p>	<p>防災統括室 産業・雇用振興部</p>	<p>受入体制の整備 ・奈良県災害対策本部救援物資対応マニュアルの大幅改正を検討する（ア【委員会意見⑫】、イ【報告書⑩】、ウ【報告書⑩】、オ【委員会意見⑭】、ク【委員会意見⑭】、ケ【委員会意見⑱】） 主なポイント（方向性） ・民間業者の施設やノウハウをさらに活用するため、協定を締結している奈良県倉庫協会、奈良県トラック協会との連携強化（イ【報告書⑩】） ・手続きの見直し ・各種訓練の強化 ・五條市に建設予定の奈良県広域防災拠点の活用 ・関西広域連合による「関西圏域における緊急物資円滑供給システム」との連携（イ【報告書⑩】、エ【報告書⑫⑬】） ・国に対し避難所に直接配送するような仕組みへ変更するよう要望する（オ【委員会意見⑭】）</p> <p>民間事業者との連携 ・奈良県倉庫協会については、指定地方公共機関への指定を検討する（キ【報告書⑯】） ・物流のマネージメントについて、宅配事業者等物資の集配のノウハウを持つ事業者への委託を検討（イ【報告書⑩】、ウ【報告書⑩】、カ【委員会意見⑫】）</p> <p>[備考] 奈良県では現在下記のとおり支援物資に関する協定を締結済 ・奈良県倉庫協会（災害時における救援物資の保管等に関する協定書） ・奈良県トラック協会（災害発生時における物資等の緊急輸送に関する協定書） ・流通業者24社、生産業者6社、生産業者（協同組合）6社（緊急物資供給協定書） ・日本福祉用具供給協会（災害時等における緊急物資供給協力に関する協定書）</p> <p>奈良県トラック協会は指定地方公共機関へ指定済み</p> <p>避難所以外の被災者への対応 ・避難所以外の被災者への弁当配布の対応等の避難所運営にかかわる箇所については、避難所運営マニュアルの修正を検討する（ク【委員会意見⑰】、ケ【委員会意見⑱】）</p>
	③市町村への支援	<p>ア 複数市町村が被災した時の県の役割、国の現地対策本部の役割を事前に検討しておく必要がある【委員会意見⑮】</p> <p>イ 市町村への支援を県地域防災計画に明記する必要がある【委員会意見⑮】</p>	防災統括室	<p>・現在検討中の受援マニュアル及び災害時緊急連絡員活動マニュアルを踏まえて計画を修正する（アイ【委員会意見⑮】）</p>

分類	課題及び問題点等 (第1回検討委員会資料：斜体字、第1回委員会委員意見：【委員会意見】、熊本地震WG報告書：【報告書】)	県所管部局	対応の方向性(下線について地域防災計画を修正) (【委員会委員】【報告書】については、文末に対応を記載)
(1) 受援体制の整備	<p>④ボランティア</p> <p>ア 災害発生当初は特に情報収集が必要 a 発災当初は、一部の地区単位の情報・支援しか入手できず、全体を俯瞰した特に支援が必要な情報等が収集できなかった b ボランティア本部による被災地での被災者ニーズ(被災家屋・解体瓦礫の片付け、炊き出しなど)の把握に苦慮した</p> <p>イ ボランティアの受入体制の整備が必要 a 地元行政組織、社協、NPO、NGOなど様々な組織が各々動いたため混乱があった b 外部からの支援を受け入れる体制が整わない状態で、拙速な支援が混乱を招いたケースがあった c 熊本地震では余震が長く続き、安全確保のため受入開始の判断までに時間がかかった d 地元スタッフが被災者となったため現地で体制をとることができず、他府県からのスタッフによる応援が始まるまで運営できなかった e 情報収集、宿泊場所、災害ボランティアセンター設置場所、資材、車の確保等受入体制の整備に時間がかかった f 災害ボランティアセンターの設置が長期となったため、後半になるとボランティア不足の状態が続いた g 熊本県西原村では、地区(大字区域)毎のサテライト設置が有効であった。中でも、高遊地区のサテライトは地元住民の方が立ち上げ、後に社協が関与したため運営がスムーズであった</p> <p>ウ ボランティアの受入先の決定等について検討が必要 a ボランティアの受入先の決定にあたり、市町村(社協)との情報連携が不十分であった b 厳しい現場が多く、災害ボランティアとして一定レベルの知識が求められた c ボランティア参加者の健康管理について、熱中症やアスベスト被害等の課題が指摘された d 特に個人ボランティアの現地でのマッチングが不十分であった【委員会意見③】</p> <p>エ 南海トラフ地震では、被害の大きい自治体へボランティアが集中し、奈良県には来ないことが想定されるため、それを踏まえたボランティアの活用を検討しておく必要がある【委員会意見⑯】</p> <p>オ 地元のNPOの災害時BCP、災害時のスペシャルニーズ支援の検討が必要【委員会意見⑳】</p> <p>カ 退職者や専門知識を有する者や民間企業、NPO等あらゆる人材の活用が不可欠であり、連携強化するとともに目的に応じた研修内容の充実を図る必要がある【報告書⑳】</p> <p>【災害対応経験が豊富でボランティアをまとめることができるNPO等との連携】</p> <p>キ 多様で様々な民間組織が動くことが想定されるため、社会福祉協議会だけでなく、全国域のセンターの活用を視野に入れた体制が必要【委員会意見③】</p> <p>ク NPO、ボランティア団体の災害対策本部への参画できる体制の検討が必要【委員会意見⑥】 a NPO、NGO、ボランティア団体との連携が不十分で、情報の入手ができなかった</p> <p>ケ NPO等のとりのまとめを、県内の中間支援組織と連携して行う必要がある【委員会意見⑥】</p> <p>コ 災害対応経験が豊富で高度な知識を有するNPO等との協定締結や訓練の実施など連携の強化【報告書④④】</p>	<p>くらし創造部 (青少年・社会活動推進課)</p>	<p>・「奈良県災害ボランティア本部運営マニュアル」において、他府県等災害支援団体との調整を行うこととしており、日頃からの連携体制強化に努める(エ【委員会意見⑯】)</p> <p>・ボランティア本部の立ち上げ訓練の実施</p> <p>・災害ボランティアとして活動する際の心得や身を守るための知識に関する研修の実施及び研修修了者の登録</p> <p>・公的機関、民間企業、ボランティア団体、NPO等とともに、実践的な訓練等を継続的に実施するなどの連携を図る(カ【報告書⑳】)</p> <p>・「奈良防災プラットフォーム」においては、スペシャルニーズへの対応を想定し、様々な分野から参加いただいている。連携強化と新たな団体の参加促進に努める(オ【委員会意見⑳】)</p> <p>・災害ボランティアにかかる20の関係団体・企業・NPO等からなる「奈良防災プラットフォーム」を設置し、平時より様々な組織との連携体制構築に取り組んでいる(ウキ【委員会意見③】、クケ【委員会意見⑥】)</p> <p>・県内でのネットワーク形成は対応済み。国からの情報提供があれば、参加を促す(コ【報告書④④】)</p>
(2) 第2災害対策本部	<p>ア 庁舎等が被災した場合に備え第2災害対策本部が必要 a 県庁は被災を免れたが、市町村庁舎では被災により機能不全に陥った</p>	<p>防災統括室</p>	<p>・第2災害対策本部設置の検討 ・県からの距離を考慮した設置場所の検討 ・奈良県防災行政通信ネットワークへの接続を検討</p>
(3) 業務継続計画	<p>ア 市町村業務継続計画(BCP)の策定が必要</p> <p>イ 災害医療施設での業務継続計画の策定が必要【委員会意見⑰】</p> <p>ウ 拠点となる建物等が機能を継続するための設計・計画・管理上の留意事項を検討し、機能継続性を高めるための取組にインセンティブ付けを行う必要がある【報告書④⑧】</p> <p>エ 発災後に各種対応が可能な職員数の見積りの具体的なモデルケースを活用し、業務継続に必要な受援量を定量的に示すなど見直しが必要【報告書⑥】</p>	<p>防災統括室 医療政策部 (地域医療連携課)</p>	<p>・市町村への業務継続計画(BCP)の策定支援(ウ【報告書④⑧】) ・現在実施している市町村BCP策定研修の内容をより充実し、継続するとともに、市町村の参加をより促す ・先行して策定した市町村のノウハウ等を伝える(エ【報告書⑥】)</p> <p>・医療施設への業務継続計画の策定支援(イ【委員会意見⑰】)</p>

分類	課題及び問題点等 (第1回検討委員会資料：斜体字、第1回委員会委員意見：【委員会意見】、熊本地震WG報告書：【報告書】)	県所管部局	対応の方向性(下線について地域防災計画を修正) (【委員会委員】【報告書】については、文末に対応を記載)
(4) 罹災証明、被害認定調査	<p>ア 被害認定調査の早期実施と罹災証明の速やかな発行が必要 a 住家の被害認定調査が進まず、罹災証明の発行が遅れた</p> <p>イ 被害認定調査の調査員の増加、育成が必要 a 被災自治体での専門的知識を有する職員の不足 b 応援職員が被害認定調査について知識が不足</p> <p>ウ 県内市町村間での調査基準や様式の統一及び調査方針の共有が必要 a 調査結果判定に至る調査基準が市町村間や調査員間で統一されていなかった b 市町村間で様式が統一されていなかったり、調査方針が共有されていなかったため、多数の被災者が不公平感を感じ、二次調査依頼が殺到した</p> <p>エ 罹災証明の発行や、被害認定調査についての被災者への周知が必要 a 被災者への制度や調査についての理解がされていなかったため、多数の申請があり事務量が増加し対応が遅れた</p> <p>オ 罹災証明の発行は、発災後1ヶ月ぐらいから始める必要があるため、事前にどのような準備があるかを平常時に確認しておく必要がある【委員会意見⑳】</p> <p>カ 罹災証明書の交付の迅速化を進めるため、住家の被害認定基準運用指針や調査票の見直しにより簡便な手法を導入するとともに、システムの導入による省力化や調査員の育成等を行う【報告書㉑】</p> <p>キ 市町村の罹災証明書の基準や様式を統一することが望ましい【委員会意見㉒】</p> <p>ク 関西広域連合内での罹災証明発行スタイル統一を検討すべき【委員会意見㉓】</p> <p>ケ 住宅に関する各種調査は類似の項目もあることから、連携可能な分野(項目)の検討等を進める必要がある【報告書㉔】</p> <p>被災者台帳 コ 市町村における既存のデータベースを活用した被災者台帳の整備の取組を促進する必要がある【報告書㉕】</p>	<p>防災統括室</p> <p>まちづくり推進局 (建築課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市町村への住家被害認定調査研修の強化 <ul style="list-style-type: none"> より具体的な被害認定を実施する研修の実施 被害認定後の罹災証明発行時の研修 市町村職員の実務的な研修派遣への支援 災害時に必要な事前準備の必要性や準備方法等を支援 (オ【委員会意見㉑】) 国における指針の見直しや簡略化への動向を注視し、市町村への支援を検討(オ【委員会意見㉑】) 被災建築物応急危険度判定と罹災証明の連携については、全国被災建築物応急危険度判定協議会で方針が示されれば、従っていきたい(ケ【報告書㉔】) 「家屋被害認定業務研修プログラム」を開発している関西広域連合との連携を図る罹災証明様式の統一を関西広域連合広域防災局内で検討するよう提案する(ク【委員会意見㉓】) <p>[備考] 平成28年度に、県内の調査方式及び様式を原則内閣府が採用している方式で統一した(キ【委員会意見㉒】)</p> <p>被災者台帳 被災者台帳を作成にあたり、システム整備等について市町村に対し情報提供などの支援を行う(カ【報告書㉑】、コ【報告書㉕】)</p>
(5) 情報収集 ・ICT	<p>ア 道路ネットワークの寸断などの情報を県の出先機関や市町村から収集できる体制が必要【委員会意見㉖】</p> <p>イ 各種災害対応業務のシステム化についての取組を強化するとともに、システム操作の訓練手法、発災時の運用支援の手法の検討が必要【報告書㉗㉘】</p>	<p>防災統括室 県土マネジメント部 (企画管理室)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に整備する奈良県防災情報システムの習熟のため、平成29年度は市町村及び防災関係機関との情報収集・伝達訓練を様々な想定により、くり返し実施する(イ【報告書㉗㉘】) 震災初動体制マニュアルを定め、情報連絡体制について市町村と情報共有を図ると決めているが、有事に素早く対応できるよう、双方の担当者(複数)を予め決めておくなど、工夫を重ねていきたい(ア【委員会意見㉖】)
(6) 自助・共助	<p>ア 個人の備蓄や共助での対応にあたり、大きな負担を生じずに対応できるノウハウの普及啓発に努めることが必要【報告書㉙】</p>	<p>防災統括室</p>	<ul style="list-style-type: none"> 様々な制度について説明会等を活用して、今後も市町村に周知する パンフレット、県政出前トーク、住民参加型の防災訓練等の活用による普及啓発活動の強化(ア【報告書㉙】)
(7) 帰宅困難者対策	<p>ア 帰宅困難者対策では、ホテル、旅館の活用を具体的なレベルで検討すべき【委員会意見㉚】</p>	<p>防災統括室</p>	<ul style="list-style-type: none"> 関西広域連合の「帰宅支援に関する協議会企画部会」で検討中(ア【委員会意見㉚】)
(8) 空き地の利用	<p>ア 自衛隊などの拠点基地、廃棄物置場、ライフラインの復旧資材置場などに利用できる場所を地図上で整理するとともに、時系列での整理も必要【委員会意見㉛】</p>	<p>防災統括室 暮らし創造部 景観・環境局 (環境政策課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 空き地を利用しなければならない業務等を整理し、今後検討する(ア【委員会意見㉛】) 仮置場としての利用可能地の考え方や候補地のデータベース化について、県・市町村連携により検討する予定(ア【委員会意見㉛】)
(9) 県外避難者対策	<p>ア 復興段階では県外へ避難した人への情報提供が必要【委員会意見㉜】</p>	<p>防災統括室</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県ホームページへの情報提供や関係団体との連携を検討する(ア【委員会意見㉜】)

分類	課題及び問題点等 (第1回検討委員会資料：斜体字、第1回委員会委員意見：【委員会意見】、熊本地震WG報告書：【報告書】)	県所管部局	対応の方向性(下線について地域防災計画を修正) (【委員会委員】【報告書】については、文末に対応を記載)
(10) 避難所	<p>避難所運営</p> <p>ア 避難者、ボランティア、NPO等による早期の自主運営が必要</p> <p>a 避難者等が自ら避難所を運営しようとする意識が欠如し、自主運営の移行に時間がかかった</p> <p>b 行政側の運営方針が共有されず、自主運営へ誘導できなかった</p> <p>イ 避難所運営上で配慮が必要</p> <p>a 食事の提供にあたり、栄養バランスの偏りや数量の不足などがあった</p> <p>b トイレについて、高齢者・障害者の利用についての配慮、男女別の区画方法や数量、衛生管理などの問題が発生</p> <p>c 女性、高齢者、障害者、外国人など弱者への配慮が不十分</p> <p>d ノロウイルス、インフルエンザなど感染症等への対応、衛生管理が不十分</p> <p>e ペットを飼育している避難者の避難についての問題が発生</p> <p>f 避難所間で格差がみられた</p> <p>g 避難所での避難者への情報提供が不足していた</p> <p>h 指定避難所と福祉避難所の差が大きかった【委員会意見⑳】</p> <p>ウ 車中泊、テント泊など避難所以外で避難する者への対応が必要</p> <p>a 車中泊やテント泊など避難所以外で避難生活をする者が多数発生</p> <p>b 車中泊による避難者がエコノミー症候群になった</p> <p>エ 住民が中心となった避難所運営のトレーニングが必要【委員会意見④】</p> <p>オ 車中泊のあるべき形の提示など、前向きなとらえ方も必要【委員会意見⑨】</p> <p>カ 避難所となっている学校の早期再開や避難所の集約を進めるため、避難者と定期的に話し合いの場などをもち、課題の共有化を図る必要がある【報告書㉒】</p> <p>キ エコノミークラス症候群については、実際はそれほど発生していないとの情報もあり、事実関係の把握が必要【委員会意見㉓】</p> <p>ク 避難所ではなく軒先や農作業小屋等で避難生活する被災者への情報提供の検討が必要【委員会意見㉔】</p> <p>ケ DMAT、DHEATなど医療、保健、福祉の専門職の広域応援を活かす受入体制が必要【委員会意見㉕】</p> <p>コ 被災者の情報把握のため、保健師や医療チームが集めた情報を、県・市町村保健衛生部局や保健所に集約し、整理・分析を行い、被災者の健康支援に活用することが必要【報告書⑭】</p> <p>サ 被災者の健康情報や避難所の保健衛生情報で共有可能なものは、医療などの多種多様な専門職による支援者と共有を図るとともに、保健所の指揮・調整による人員配置の最適化を図り、協働して被災者の保健衛生上の支援が必要【報告書⑮】</p> <p>シ 避難所情報の共有化と一元管理が必要【委員会意見⑮】</p> <p>ス 避難所間の情報を収集・共有し、情報が1つの避難所に留まらないシステムの検討が必要【委員会意見⑮】</p> <p>セ 熊本地震への対応において課題となった内容の解消策を取りまとめた事例集等を作成する。またその周知のため市町村等への研修・訓練の実施が必要【報告書⑰⑱】</p> <p>ボランティア等の協力</p> <p>ソ ボランティアを有効活用する方策が必要【委員会意見④】</p> <p>タ 避難所エキスパート(仮称)やNPO等の協力も得て、状況改善のために取り組むことが必要【報告書㉑】</p> <p>避難所の環境の改善</p> <p>チ 女性、高齢者等への配慮が困難になる場合や福祉避難スペース(室)が不足する場合に備え、避難所の利用計画づくりや運営方法、様々な状況に対応するための改善策等を市町村へ周知する必要がある【報告書㉒】</p> <p>ツ 指定避難所のレベルを上げるとともに、弱者に対する支援体制が必要【委員会意見㉓】</p> <p>テ 避難所内の充電用などの電源コンセントを多数整備するなど避難所の高度化が必要【委員会意見㉔】</p>	<p>防災統括室</p> <p>医療政策部 (企画管理室)</p> <p>くらし創造部 (青少年・社会活動推進課)</p>	<p>避難所運営</p> <p>・<u>現行の県避難所運営ガイドライン(市町村マニュアルのひな形)の改訂</u> (イ【委員会意見⑳】、エ【委員会意見④】、オ【委員会意見⑨】、カ【報告書㉒】、ク【委員会意見㉓】、ケ【委員会意見㉔】、セ【報告書⑰⑱】、ソ【委員会意見④】)</p> <p>主なポイント(方向性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者等による自主運営の周知 ・<u>避難所運営上の配慮(食事、トイレ、災害弱者への配慮、ペット等)</u> (ツ【委員会意見㉓】) ・<u>避難者カードの見直し</u>(コ【報告書⑭】、サ【報告書⑮】、シス【委員会意見⑮】) <p>避難者情報を共有するための統一様式を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ある程度の車中泊避難が発生することを前提に、国の動向を注視しつつ検討(オ【委員会意見⑨】、キ【委員会意見㉓】) <p>・<u>市町村への避難所運営研修の強化、充実</u>(チ【報告書㉑】)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設訓練研修、運営図上研修、HUG(ゲーム形式による避難所運営シミュレーション研修)、宿泊研修、ケーススタディなど研修の多様化 ・様々な住民の方を想定した研修の充実(エ【委員会意見④】) ・国のガイドラインの改訂内容を踏まえた研修内容の充実 <p>・<u>市町村の避難所マニュアル改訂への支援</u> (イ【委員会意見⑳】、エ【委員会意見④】、オ【委員会意見⑨】、ク【委員会意見㉓】、ケ【委員会意見㉔】、セ【報告書⑰⑱】、ソ【委員会意見④】、ツ【委員会意見㉓】)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における避難所毎のマニュアルの作成等 <p>・避難所設備の充実について、今後検討する(テ【委員会意見㉔】)</p> <p>・市町村が平常時から避難所運営のノウハウを有するNPO等との連携強化を図れるよう情報提供を検討(タ【報告書㉑】)</p>

分 類	課題及び問題点等 (第1回検討委員会資料：斜体字、第1回委員会委員意見：【委員会意見】、熊本地震WG報告書：【報告書】)	県所管部局	対 応 の 方 向 性 (下線について地域防災計画を修正) (【委員会委員】【報告書】については、文末に対応を記載)
(13) 外国人観光客への対策	ア 外国人観光客の避難対策において、わかりやすい表記などによる情報提供が必要【委員会意見⑦】	知事公室 (国際課) 観光局 (ならの観光力向上課) 防災統括室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関西広域連合の「災害時外国人観光客対策ガイドライン」において検討中〈ア【委員会意見⑦】〉 ・ 奈良県外国人観光客交流館(猿沢イン)を外国人観光客専用の福祉避難所として活用
(14) 自主防災組織	ア 自助共助が活かされるような仕組みや役割分担の記載の検討が必要【委員会意見⑩】	安全・安心まちづくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害予防計画だけでなく、災害応急対応計画にも自主防災組織など自助・共助の仕組みや役割分担が記載できないか検討する〈ア【委員会意見⑩】〉 ・ 自主防災組織の底上げを図り、防災計画に位置づけられるような役割を果たすよう指導していく〈ア【委員会意見⑩】〉
(15) 指定管理者の避難所運営	ア 指定管理者を設置している避難所では、契約締結時に災害時に避難所として利用できることが必要【委員会意見⑫】	総務部 (ファシリティマネジメント室)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の対応について、公の施設を所管している課が指定管理者を募集する際、指定管理者と協定書を締結する際に参考となるよう「指定管理者制度導入・運用の手引き」の改訂を今後検討する〈ア【委員会意見⑫】〉
(16) 災害廃棄物処理	<p>ア 被災により発生する多数の災害廃棄物処理への対応が必要</p> <p>a 災害廃棄物の仮置場の選定が遅延した</p> <p>b 被災自治体の処理能力を超える災害廃棄物が発生した</p> <p>c ごみ焼却施設が被災し、復旧が遅延した</p> <p>d 災害廃棄物の運搬手段が不足した</p> <p>イ 被災しなかった住民の日常生活のゴミ対策も併せて検討が必要【委員会意見⑳】</p> <p>ウ 災害廃棄物処理については、国の大規模な支援が必要なため、市町村、県だけでなく国との連携が必要【委員会意見㉑】</p>	景観・環境局 (環境政策課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害時に発生する災害廃棄物を円滑かつ計画的に処理するための基本的な方針を示した「奈良県災害廃棄物処理計画」を平成28年3月に策定〈イ【委員会意見⑳】〉 ・ 平成28年度は、平常時から大規模災害に備える体制を整備・維持するため、「奈良県災害廃棄物対策連絡会(県・市町村担当部課長会議)」を設置するとともに、県・市町村合同による「教育・訓練」を複数回実施〈イ【委員会意見⑳】〉 ・ 今後も、継続して連絡会による情報共有や教育・訓練を実施し、県計画の見直しを進めるとともに、市町村災害廃棄物処理計画の策定促進や仮置場の確保対策等の検討を行う。〈イ【委員会意見⑳】〉 ・ 現在、環境省近畿地方環境事務所主導により、近畿地域ブロックの自治体(2府4県、政令市、中核市等)、及び民間団体、有識者、国の機関等で構成される「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」を設置し、府県域を超えた連携が必要となる災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携について協議中〈ウ【委員会意見㉑】〉 ・ 協議会では、広域連携の手順等について定めた行動計画を策定するとともに、図上訓練の実施やセミナー等を開催し、広域的な災害廃棄物処理対策の推進を図っている〈ウ【委員会意見㉑】〉
(17) 道路・橋梁の耐震化	<p>ア 建設年代による耐震基準による判断だけでなく、最近の被災状況を踏まえた検討が必要【委員会意見①】</p> <p>a 新しい耐震基準で造られた橋梁が被災した</p> <p>イ 県南部の孤立を免れるための代替路の速やかな確保と情報提供が必要【委員会意見②】</p> <p>ウ 県境を越えた代替路確保の検討が必要【委員会意見②】</p>	県土マネジメント部 (道路管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本地震では、阪神淡路大震災以降の耐震基準で造られた橋梁が被災しており、道路橋仕方書改訂作業が進められている。今後も、新たな道路橋仕方書改訂や国の動向も確認しながら対応していく〈ア【委員会意見①】〉 ・ 災害発生時の交通遮断により孤立する地域が発生することを防ぐとともに、災害時の道路交通機能の確保を目的に、「なら安心みちネットプラン」に基づき対策を行っているところである。今後も防災点検による斜面の危険度判定等を踏まえた上で実施していく〈イ【委員会意見②】〉

分 類	課題及び問題点等 (第1回検討委員会資料：斜体字、第1回委員会委員意見：【委員会意見】、熊本地震WG報告書：【報告書】)	県所管部局	対 応 の 方 向 性 (下線について地域防災計画を修正) (【委員会委員】【報告書】については、文末に対応を記載)
(18) 防災拠点等の耐震化	<p>ア 庁舎等防災拠点の耐震化が必要 <i>a 市町村庁舎の被災により行政機能が低下した</i></p> <p>イ 避難所等の耐震化が必要 <i>a 避難所等になる体育館等が被災したり、天井や照明が落下するなどの被害で使用できなくなった</i> <i>b 避難所の耐震性が不十分なため、使用できない施設があった</i> <i>c 小中学校の天井落下や壁材の剥がれ、ガラスが割れる被害が結構多かった【委員会意見⑱】</i></p> <p>ウ 市町村庁舎の耐震化や建て替えの支援を検討する必要がある【委員会意見⑳】</p>	<p>まちづくり推進局 (建築課) (営繕課) 地域振興部 (教育振興課) 教育委員会 (学校支援課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の耐震化の推進及び支援の検討 (ウ【委員会意見⑱】) ・<u>避難所になる体育館等の耐震化及び天井等非構造部材の耐震対策の推進</u> ・私立学校に対し文部科学省からのガイドブック・事例集及び通知を送付するなど、非構造部材の耐震化の一層の推進について周知している。また、国庫補助事業についても周知している
(19) 仮設住宅	<p>ア 仮設住宅の迅速な整備が必要 <i>a 仮設住宅建設の着手が阪神・淡路大震災や東日本大震災と比べて大幅に遅延した</i> <i>b 仮設住宅の立地が不便なため、入居を拒否する住民が多数発生した</i></p> <p>イ 事前にみなし仮設等への入居ルールの検討が必要【委員会意見㉑】</p> <p>ウ みなし仮設から恒久住宅へスムーズに移行できるシステムが必要【委員会意見㉒】</p> <p>エ 借上仮設、プレハブ仮設、木造仮設の適切な役割分担について検討が必要【委員会意見㉓】</p> <p>オ 被災者の住まいの確保に関する取組事例について、熊本地震における応急仮設住宅の事例を追加し、みなし仮設住宅の運用等とともに、災害救助法の説明会等において周知する【報告書㉔】</p> <p>カ みなし仮設に入居した被災者への行政サービスの継続が必要【報告書㉕】</p>	<p>まちづくり推進局 (住まいまちづくり課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等への迅速な受入体制の確保 ・建設用地の確保 (用地リストの作成・更新) ・民間賃貸住宅関係団体や市町村との連携 ・みなし仮設住宅の活用及び活用の際のルール等については、熊本地震の事例も参考に、今後大規模災害時における民間賃貸住宅等との連携推進協議会において課題を整理し検討を行う (イウ【委員会意見㉑】、エ【委員会意見㉒】、オ【報告書㉓】、カ【報告書㉕】)
(20) まちづくり	<p>ア 被災後の市町村のまちづくりを県がどのような支援をするかを事前に検討しておく必要がある【委員会意見㉖】</p> <p>イ 建物の耐震化等による災害に強いまちづくりを計画的に実施するとともに、災害による被害が発生した際には、復興のためのまちづくりを進める必要がある【報告書㉗】</p> <p>ウ 市町村での平常時からの発災を前提とした復興事前準備の取組の促進させる必要がある【報告書㉘】</p> <p>エ 復興まちづくりイメージトレーニングの普及を推進し、手引き等を整備する必要がある【報告書㉙】</p> <p>オ 復興まちづくりの支援を行う専門家を紹介できるスキームの構築を促進することが望ましい【報告書㉚】</p>	<p>まちづくり推進局 (地域デザイン推進課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県では平時から県と市町村が協働でまちづくりに取り組んでおり、震災等からの復興に対しても、まちづくり連携協定などにより部局横断的にまちづくりを支援する素地がある (ア【委員会意見㉖】)
(21) 被災建物	<p>ア 被災建物の使用可否を技術的に判断できるよう関連学会や協会等との協定締結が必要【委員会意見㉛】</p>	<p>まちづくり推進局 (建築課)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本地震の経験を踏まえた民間判定士のより有効な活用について、県内建築関係団体と協議中 (ア【委員会意見㉛】)
(22) 水道の耐震化	<p>ア 配管が被災すると人口が集中している県北部で水が全く足りなくなるため、水道の耐震化が必要【委員会意見㉜】</p>	<p>地域振興部 (地域政策課) 水道局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県営水道では、浄水場と貯留施設の耐震化は完了。管路の耐震化率は75.5% (平成27年度末) であり、今後、管路更新に併せて残る管路耐震化を実施する予定。なお、御所 (吉野川系統)・桜井 (宇陀川系統) 両浄水場の水融通機能を強化し、全ての受水市町村において複数受水点での受水または両系統から受水のいずれかが可能としている (ア【委員会意見㉜】)